

第7回 神奈川県 地域年金事業運営調整会議

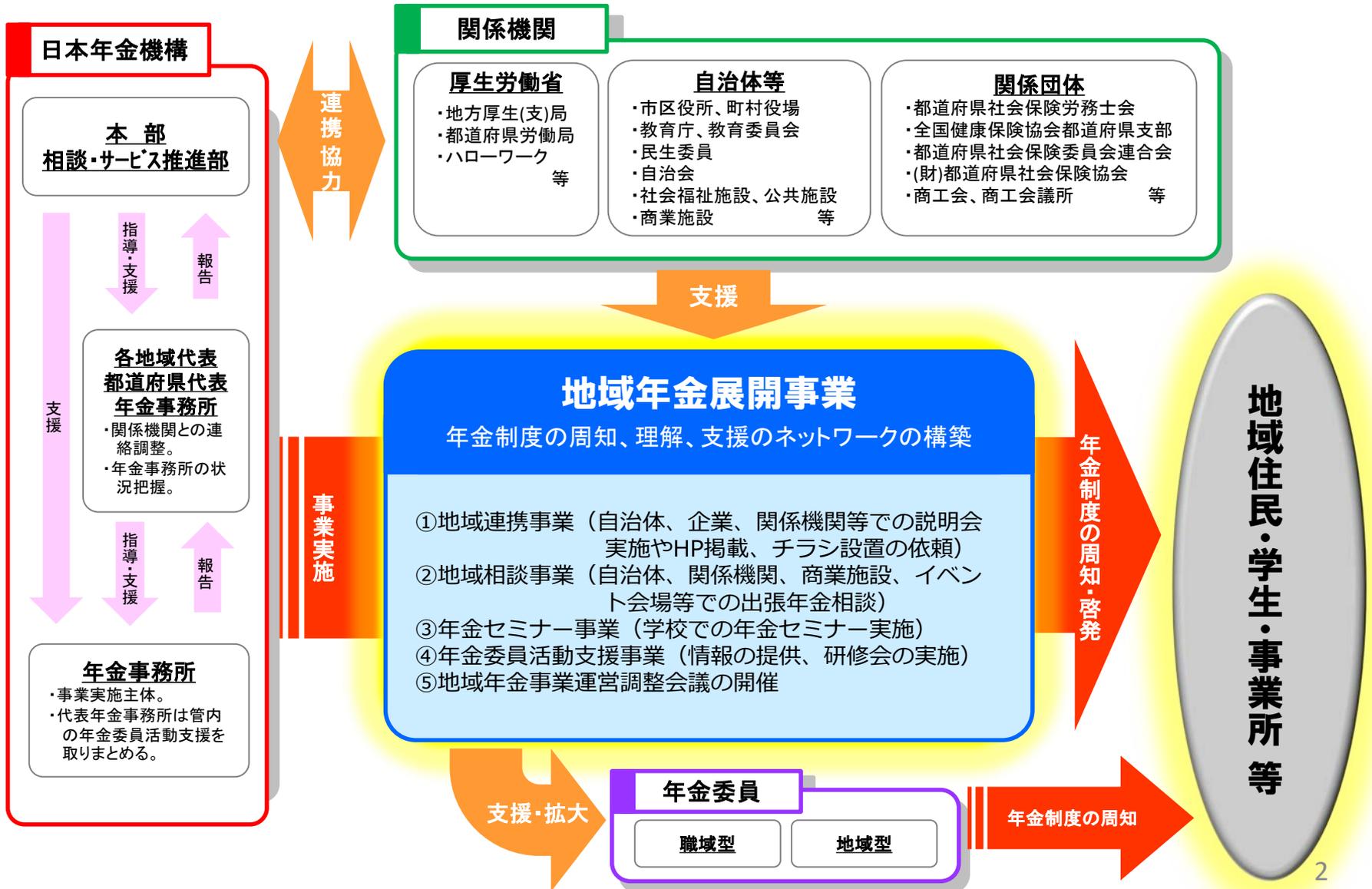


令和元年6月7日

横浜中年金事務所（地域代表年金事務所）
神奈川県内各年金事務所

1. 地域年金展開事業の概要	2 P
2. 平成30年度事業実施結果	4 P
3. これまでの会議で出た意見及び課題への対応	8 P
4. 各拠点での取組事例等	9 P
5. 令和元年度事業計画（案）	15 P

1. 地域年金展開事業の概要 (1/2)



1. 地域年金展開事業の概要 (2/2)

地域年金展開事業の主な取組

- ◆ 公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納の向上等のため、関係機関との連携協力のもと『年金制度説明会』や『年金セミナー』、『出張年金相談』等を実施します。
- ◆ また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる『地域年金事業運営調整会議』を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配付の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。
大学での年金相談や学生納付特例制度の申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配付の依頼等。

年金委員活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシ等、活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位に設置。

2. 平成30年度事業実施結果（1/4）

事業名	実施した事項	課題・次年度に向けた改善点
地域連携事業	<p>①市区町村広報誌等による周知・啓発 →市区町村の広報誌に年金制度に関する記事を8回掲載いただきました。</p> <p>②自治会、町内会等を通じた周知・啓発 →地域型年金委員延べ408名が自治会、町内会にてチラシの配布による周知活動を行いました。 (年間6回、合計50,493枚配布)</p> <p>③ハローワークにおける雇用保険受給者説明会 →ハローワークの協力を得て雇用保険受給者向けに国民年金の加入手続きや保険料の免除制度の説明会を行っています。 (年間887回、参加者数67,310人)</p> <p>④企業等における年金制度説明会 →厚生年金保険適用事業所等の協力を得て、企業等への年金制度説明会に積極的に取り組みました。 (年間50回)</p>	<p>【課題】 企業や地域における年金制度説明会については依頼を受けて開催をしている状況であり効果的な実施とはいえません。</p> <p>【改善策】 令和元年度事業計画において大規模事業所等への勧奨を行うこととしており効果的な開催に取り組みます。</p>

2. 平成30年度事業実施結果（2/4）

事業名	実施した事項	課題・次年度に向けた改善点
地域相談事業	<p>①大学における広報活動および納付相談会等 →地域の大学で国民年金広報活動や学生納付特例・保険料納付についての相談会を、地域型年金委員の協力を得て実施しました。 （実施回数27回、配布枚数7,499枚、相談者数383人）</p> <p>②社会保険労務士会・行政評価事務所等との連携による出張年金相談 →社会保険労務士会・行政評価事務所等の主催する事業へ地区ごとに年金事務所職員を派遣しました。 （実施回数7回、相談者数54人）</p> <p>③出張年金相談 →市区町村の協力を得て、定期的に年金事務所の職員が市区町村役場等に出向き各種相談を行いました。 （実施回数13回、相談者数105人）</p>	<p>【課題】 大学内キャンパスでの周知活動は学生の反応により活動規模が変わるため、状況に応じた相談対応体制を整える必要があります。</p> <p>【改善策】 実施させていただく大学との事前の調整を入念に行うことで、当日の相談対応体制を確保します。</p>

2. 平成30年度事業実施結果（3/4）

事業名	実施した事項	課題・次年度に向けた改善点																																										
年金セミナー事業	<p>①教育機関における年金セミナー →県内の大学、短期大学、専門学校および高等学校等のうち76校において合計8,173人の学生・生徒へ年金セミナーを実施しました。</p> <p>～教育機関別内訳～</p> <table border="1" data-bbox="357 572 857 906"> <thead> <tr> <th>教育機関</th> <th>実施校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学 短期大学</td> <td>8校 (478人) 【6校 (159人)】</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>25校 (1,449人) 【25校 (1,461人)】</td> </tr> <tr> <td>高等学校 中学校</td> <td>43校 (6,246人) 【38校 (5,553人)】</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76校 (8,173人) 【69校 (7,173人)】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※【】内の数値は昨年度の実施数</p> <p>～事務所別内訳～</p> <table border="1" data-bbox="904 572 1437 939"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>実施校数</th> <th>事務所名</th> <th>実施校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴見</td> <td>6校</td> <td>平塚</td> <td>7校</td> </tr> <tr> <td>港北</td> <td>2校</td> <td>厚木</td> <td>5校</td> </tr> <tr> <td>横浜中</td> <td>8校</td> <td>相模原</td> <td>9校</td> </tr> <tr> <td>横浜西</td> <td>4校</td> <td>小田原</td> <td>9校</td> </tr> <tr> <td>横浜南</td> <td>9校</td> <td>横須賀</td> <td>6校</td> </tr> <tr> <td>川崎</td> <td>3校</td> <td>藤沢</td> <td>5校</td> </tr> <tr> <td>高津</td> <td>3校</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育機関	実施校数	大学 短期大学	8校 (478人) 【6校 (159人)】	専門学校	25校 (1,449人) 【25校 (1,461人)】	高等学校 中学校	43校 (6,246人) 【38校 (5,553人)】	合計	76校 (8,173人) 【69校 (7,173人)】	事務所名	実施校数	事務所名	実施校数	鶴見	6校	平塚	7校	港北	2校	厚木	5校	横浜中	8校	相模原	9校	横浜西	4校	小田原	9校	横浜南	9校	横須賀	6校	川崎	3校	藤沢	5校	高津	3校			<p>【課題】 管轄の年金事務所のみでは、体制的に対応困難となる場合、現在は、他の年金事務所からその都度、個別調整した上で、年金セミナー講師を派遣するよう要請して対応しているものの、事前調整等に係る事務負担が課題となっています。</p>
	教育機関	実施校数																																										
	大学 短期大学	8校 (478人) 【6校 (159人)】																																										
	専門学校	25校 (1,449人) 【25校 (1,461人)】																																										
高等学校 中学校	43校 (6,246人) 【38校 (5,553人)】																																											
合計	76校 (8,173人) 【69校 (7,173人)】																																											
事務所名	実施校数	事務所名	実施校数																																									
鶴見	6校	平塚	7校																																									
港北	2校	厚木	5校																																									
横浜中	8校	相模原	9校																																									
横浜西	4校	小田原	9校																																									
横浜南	9校	横須賀	6校																																									
川崎	3校	藤沢	5校																																									
高津	3校																																											
<p>○年金セミナー後のアンケート結果（年金のイメージ）</p> <p>説明を受ける前と受けた後の「年金」に対するイメージはどうか？</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="448 1049 710 1329"> <p>説明を受ける前</p> </div> <div data-bbox="884 1049 1348 1329"> <p>説明を受けた後</p> </div> </div>	<p>【改善策】 地域代表年金事務所地域調整課において神奈川県内事務所との調整を行います。</p>																																											

2. 平成30年度事業実施結果（4/4）

事業名	実施した事項	課題・次年度に向けた改善点
<p>年金委員活動 支援事業</p>	<p>①年金委員表彰式 →事業功績のあった年金委員 19名を表彰しました。（詳細は14ページを参照。）</p> <p>②年金委員研修会 →年金委員と年金事務所間の情報共有また情報提供のために研修会を開催しました。 （地域型年金委員 実施回数4回 参加者数138名 職域型年金委員 実施回数46回 参加者数1,207名）</p> <p>③年金委員との意見交換会 →地域型年金委員が所属する管内の年金事務所において地域型年金委員連絡会を定期的に開催しました。 （実施回数12回、参加者数50名） →職域型年金委員の役員意見交換会を定期的に開催しました。 （実施回数10回、参加者数84名）</p> <p>④年金委員委嘱状況 →平成30年度における地域型年金委員及び職域型年金委員の委嘱状況は以下のとおりです。 地域型年金委員 134名 （対前年度：22名増） 職域型年金委員 3,256名（対前年度：7名減）</p>	<p>【課題】 定期的に支援を実施できていないため、年金委員に対し、満足できる活動体制の確保ができていません。</p> <p>【改善策】 効果的な年金広報活動を実施するために地域型年金委員向け研修会と定期的な連絡会の実施に取り組みます。</p>

3. これまでの会議で出た意見及び課題への対応

日付	事業名	意見・課題事項	対応状況	備考
6月29日 第6回 運営調整会議	地域連携事業	年金の話を知りたいというニーズがあるのは年金を間もなく受給する従業員だと思ふ。その方たちに年金制度説明会の回数を増やすべきだと思ふ。	【対応中】 事業所に対して退職者向け年金制度説明会の勧奨を行ってきましたが、実施回数が微増に留まっている状況です。今年度は勧奨方法を検討して実施回数をさらに増やしていきたいと考えています。	
6月29日 第6回 運営調整会議	年金セミナー事業	高校生に対する年金セミナーの実施も大切だと思ふが、大学生・専門学校の学生など20歳になった人への年金セミナーをさらに実施するべきではないか。	【対応中】 年金セミナーは大学及び専門学校へもアプローチは行っていますが、中々受け入れてもらえていない状況です。令和元年度は、大学及び専門学校への効果的なアプローチ方法を検討し、更なる実施を目指します。	
6月29日 第6回 運営調整会議	年金委員 活動支援事業	年金委員の活動状況はどうなのか。	【対応中】 年金委員には研修会の実施、資料の配布を行っています。 職域型年金委員は事業所において、地域型年金委員は町内会など地域で年金制度の周知・広報を行っていただいています。 今後さらに様々な活動をしてもらいたいと考えています。	

4. 各拠点での取組事例等（1/6）

○ 特別支援学校の教職員及び保護者向けの年金制度説明会の実施

- 神奈川県では、特別支援学校の教職員及び保護者向けの、20歳前障害基礎年金の仕組みや具体的な請求方法等についての年金制度説明会の実施に積極的に取り組んでいます。

年金制度説明会資料（抜粋）

これから20歳を迎える皆様へ

20歳からの年金の手続きについて

平成〇年〇月〇日
〇〇年金事務所

障害年金ガイド P2

障害認定日とは

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月をすぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。
初診日から1年6か月経過後より20歳到達が後の場合、障害認定日は20歳到達日（20歳の誕生日の前日）となります。

（例）平成10年7月5日生まれのケース

この時点の状態を確認
該当すれば翌月分から支給

初診日(9歳) 1年6か月 20歳到達 請求
平成10年7月4日

目次

I 知っておきたい年金制度 2

II 障害基礎年金のしくみ 6

III 障害基礎年金の請求 19

20歳で請求する場合の
障害基礎年金の手続きの流れ

提出できる！

20歳（誕生日の前日）

障害認定日
初診日から1年6か月経過したもの

年金事務所
障害認定日の3か月前

年金証書が届く

障害の状態に該当しない場合は
不安定な状態が
続く

初回の振込

障害日の翌月分から
支給月の
前月分まで
毎月支給
毎月月分

毎年7月
所得状況の確認

1～5年に1回
診断書の提出

平成30年度実施校数

特別支援学校 24校

（参考）平成29年度実施校数：9校

- 平成30年度は横浜市教育委員会特別支援学校進路担当者会議や進路対策研究会に参加させていただきアプローチした結果、多くの特別支援学校より、年金制度説明会の実施依頼をいただきました。

4. 各拠点での取組事例等 (2/6)

○ 東海大学における学生納付特例制度周知活動の実施及び相談窓口の開設

- 日本年金機構では毎年11月を「ねんきん月間」と位置付けており、平成30年度も多くの大学を訪問し、学生納付特例制度の周知活動及び相談窓口を開設しての年金相談会を実施しました。

東海大学での学生納付特例制度周知活動及び相談窓口の開設
(平成30年11月14・15日)

学生向けの掲示板に
掲示していただいた広報用のポスター

当日配布させていただいたチラシ

- 当日は、多くの学生のみなさまに立ち止まってお話を聞いていただき、相談窓口にも多くの学生のみなさまにお越しいただきました。

2日間の実施結果

相談窓口	285人
学生納付特例受付	206人
チラシ・パンフレット配布	758人

11月は
ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！
日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまなイベントを企画しています。この機会に、公的年金について考えませんか？ イベントの詳細は、ホームページをご覧ください。
◆日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

平塚年金事務所の活動内容
平塚年金事務所では「年金月間の活動」として、年金事務所職員により国民年金保険料の広報と学生特例制度の受付を下記のとおり実施します。
東海大学湘南校舎(8号館)
11月14日 水曜日 10:30～16:30まで
11月15日 木曜日 10:30～16:30まで

△年金保険料、納めていますか？
国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・
年金を受け取ることができない場合があります。保険料は必ず納めましょう。
国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・
所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または減額される制度があります。

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただけますようお願いいたします。

日本年金機構
Japan Pension Service

学生納付特例制度の申請はどのように？
東海大学の学生の皆さんへ

(ただし、20歳以上の方)

こんにちは、日本年金機構です。
国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例申請」のお手続きはお済でしょうか？
まだ、お済でない方は、11月14日と11月15日の2日間大学構内で申請ができます。
年金は、遠い将来のことだけでなく、万が一、病気やケガが原因で、障害者になるようなことが起きた時の備え(障害年金の受給)にもなります。
『学生納付特例申請』のお手続きが遅れますと障害年金が受けられない場合もあります。
お手続きはこの機会に是非どうぞ！！

申請書の受付場所

8号館 食堂入口 10:30～16:30

日本年金機構 平塚年金事務所 電話0463-22-1315 (受付時間：月)

4. 各拠点での取組事例等 (3/6)

○ 出張年金相談会の開催

- ・ 日本年金機構では毎年11月を「ねんきん月間」と位置付けており、平成30年度は新都市プラザ（そごう横浜店地下2階正面入口）において、出張年金相談会を開催しました。

出張年金相談会では、職員によるブースでの個別年金相談及びねんきんネット案内リーフレット、予約相談周知用リーフレットを配布して、周知・広報活動を行いました。

出張年金相談会（平成30年11月21・22日）
（新都市プラザ（そごう横浜店地下2階正面入口））



相談ブースにおける年金相談



リーフレット配布による
周知・広報活動



- ・ 11月21日は24人、22日は38人のお客様に、相談ブースにおける年金相談にご来訪いただきました。また、ねんきんネット案内リーフレット、予約相談周知用リーフレットを2日間でそれぞれ300枚配布しました。
- ・ 配布時には、簡単な質問を職員にされているお客様も多数いらっしゃいましたので、お客様からの反応は良好でした。

4. 各拠点での取組事例等（4/6）

○ 神奈川県における年金セミナー事業の取組事例

年金事務所合同開催



神奈川県立
横浜翠嵐高等学校



国際フード製菓専門学校



川崎市立
川崎高等学校



関東美容専門学校



横浜市立
ろう特別支援学校

4. 各拠点での取組事例等 (5/6)

○ 年金委員研修会の実施

- 平成30年度も全国健康保険協会神奈川支部と連携して県内の全年金事務所における年金委員、健康保険委員を対象とした合同研修会を実施しました。(合計390名参加)
また、平成30年度も多くの年金事務所において、個別に研修会や地域型年金委員との意見交換会を開催しました。



年金委員・健康保険委員合同研修会 (平成30年11月28日)
(横浜市市民文化会館 関内ホール 大ホール)



～研修テーマ～

「年金制度とマイナンバーの関係性について」

「健康づくりへの取り組みについて」

4. 各拠点での取組事例等（6/6）

○年金委員表彰状伝達式の実施

平成30年度年金委員表彰・神奈川県内の受賞者数

厚生労働大臣表彰	1名
日本年金機構理事長表彰	4名
日本年金機構理事表彰	14名

- 平成30年度も年金委員表彰状伝達式を実施し、厚生労働大臣表彰、日本年金機構理事長表彰、日本年金機構理事表彰の伝達を行いました。



表彰状伝達式・研修会場
(関内ホール)

5. 令和元年度事業計画（案）（1/6）

（1）各事業への取組内容

事業名	取組み内容	具体的な活動
<p>地域連携事業</p>	<p>自治会、事業所、ハローワーク等の関係機関、関係団体等と連携し、年金制度説明の実施数拡大を目指します。</p> <p>令和元年度に控えた制度改正※に関する説明会を実施します。</p> <p>※令和元年度制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後期間の国民年金保険料の免除（H31.4実施） ・年金生活者支援給付金（R1.10実施予定） 	<p>①大規模事業所等での年金制度説明会の実施 ⇒年金事務所管内の大規模事業所を対象として、職域型年金委員に、事業所内で新入社員も含めた年金制度説明会の開催への協力を依頼します。事業所における年金制度説明会の開催実績については、前年度と同数以上となるよう取り組みを実施します。</p> <p>②関係機関と連携した年金制度説明会の実施 ⇒ハローワークにおける失業保険受給者説明会を中心とし、自治体、社会保険労務士会、介護施設等に対して、年金制度説明会の開催の協力を要請し、前年度と同数以上となるよう取り組みを実施します。</p>
<p>地域相談事業</p>	<p>地域の特性に応じた効果的な出張年金相談会を開催します。</p>	<p>①ハローワーク雇用保険受給者説明会等での出張年金相談 ⇒管内のハローワークを対象とし、各ハローワークにて実施可能な場合に出張年金相談の開催への協力を依頼し、出張年金相談会を実施します。</p> <p>②大学等構内における出張年金相談 ⇒年金セミナーの開催と併せ、各大学等のキャンパス内にて学生納付特例の申請に関する出張年金相談の開催について協力を依頼し、年金相談会を実施します。併せて学生納付特例法人制度を周知します。</p> <p>③遠隔地等における出張年金相談 ⇒年金事務所の遠方地域や社会福祉施設等については、利用状況等も検討したうえ、予約相談と併用する等、出張年金相談を効果的となるよう実施します。</p>

5. 令和元年度事業計画（案）（2/6）

事業名	取組み内容	具体的な活動
年金セミナー事業	<p>(1) 管内の教育機関への実施数拡大を目指します。 年金セミナーの実施にあたっては、地域年金推進員を活用した効果的なアプローチと併せ、保護者や教職員を対象とした年金セミナーを積極的に実施します。</p>	<p>① 高校、大学、短大、専門学校等における年金セミナーの実施 ⇒高校、大学、短大及び専門学校等にて年金セミナーを開催し、昨年度と同数以上、実施するよう取り組みます。</p> <p>＜アプローチ実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、年金セミナーを実施した学校は、今年度においても実施することが可能となるよう開催に向けた依頼を行います。 <p>＜開催実績の無い学校に対する取組策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域年金推進員（学校との連絡・調整や生徒へのプレゼン能力に長けた教職員OBの方等）を活用し、アプローチを実施します。 <p>②複数の拠点で合同実施する年金セミナーの実施 ⇒複数クラスにて同時開催する年金セミナー等、学校の所在地を管轄する年金事務所のみでは対応が困難となる年金セミナーは、可能な限り複数の年金事務所が連携し、講師等の対応を行っていきます。</p>
	<p>(2) 地域年金推進員の委嘱拡大及び活動日数の向上を図り、年金セミナーの実施数拡大につなげます。</p>	<p>①教育委員会等への協力要請による委嘱拡大 ⇒都県の教育委員会等へ訪問し、地域年金推進員の委嘱にかかる協力を要請します。</p> <p>②地域年金推進員の活動日数の向上 ⇒管理年金事務所・都道府県代表年金事務所にて、活動状況の把握のため、定期的に地域年金推進員との面談を行い、活動のフォローアップをします。 ⇒地域年金推進員の活動範囲を所属する年金事務所の管轄地域のみならず、都県全体で活動していただくことにより、積極的な活動を要請します。</p>

5. 令和元年度事業計画（案）（3/6）

事業名	取組み内容	具体的な活動
<p style="text-align: center;">年金委員 活動支援事業</p>	<p>(1) 年金委員年間活動計画表（年間カレンダー）に基づき、年金委員に定期的、継続的な支援活動を実施します。</p>	<p>①職域型年金委員への情報提供 ⇒年金委員年間活動計画表（年間カレンダー）に基づき、職域型年金委員へ、制度説明等の解説及び資料の配付や機構ホームページの掲載案内をする等、定期的な情報提供を実施します。</p> <p>②地域型年金委員連絡会の開催 ⇒拠点ごとの委員が相互に情報共有することが可能となるよう、複数の年金事務所にて共同開催による連絡会も開催します。</p> <p>③表彰状伝達式の開催 ⇒顕著な功績が認められる年金委員を推薦し、全国健康保険協会と合同の表彰状伝達式を開催します。 令和元年度開催予定 11月27日</p> <p>④表彰状伝達式と併せて研修会を開催 ⇒表彰状伝達式と併せて研修会を実施します。</p>
	<p>(2) 年金委員制度を広く周知し、委嘱拡大に関する取り組みを実施します。</p>	<p>①適用事業所に対する周知・広報 ⇒新たに社会保険に適用される事業所を中心に年金委員制度をご案内します。 具体的には、新規適用手続時、新規適用説明会における説明や適用後の口座振替納付の勧奨時等に、リーフレットを同封し周知するなどの取り組みを実施します。</p> <p>②退職時に後任者推薦の協力を要請 ⇒現任の職域型年金委員の退職や人事異動によって、職域型年金委員が季節的に大きく減少することのないよう、退任される職域型年金委員に、職域型年金委員として活動いただくことが可能な後任者の推薦を要請します。</p>

5. 令和元年度事業計画（案）（4/6）

事業名	取組み内容	具体的な活動
地域年金事業 運営調整会議	地域年金展開事業の事業計画に係る今後の取組方針や実施結果を報告し、効果的かつ効率的な事業運営を行うため地域の有識者より意見・助言をうかがいます。	会議でいただいた意見を取り込んで事業を実施 ⇒地域年金事業運営調整会議を定期的で開催し、地域年金展開事業の事業計画に係る取組方針や実施結果などを報告し、効果的かつ効率的な事業運営のための意見・助言をうかがいます。 ⇒会議でいただいた意見を踏まえ、当該年度の事業運営を実施します。

5. 令和元年度事業計画（案）（5/6）

事業名	取組み内容	具体的な活動
その他	<p>(1) 令和元年度に控えた制度改正、ねんきんネットや日本年金機構が実施する事業に関するポスターの掲示やリーフレットの設置、配布の依頼等を市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じて実施します。</p>	<p>①年金セミナー及び年金制度説明会での周知 ⇒事業所や関係機関での年金制度説明会の開催時には、制度改正や「ねんきんネット」に係るリーフレットを配布します。</p> <p>②年金委員と連携した周知活動 ⇒地域型年金委員及び職域型年金委員と連携し、関係機関や地域団体、事業所内に対して、制度改正や「ねんきんネット」の利用促進に向けた「周知用ポスター等の掲示及びリーフレットの設置・配布」への協力を依頼します。</p> <p>③出張相談会や地域におけるイベント等での周知活動 ⇒市区町村、民生委員、自治会、大学、ハローワーク及び商業施設等で実施する出張年金相談にてポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。</p>
	<p>(2) 「わたしと年金」エッセイは、若者に対する年金教育の一環として、特に教育機関に対して募集の周知を重点的に実施します。</p>	<p>①教育機関へのポスターの掲示やリーフレット配布の協力依頼 ⇒「わたしと年金」エッセイの募集は、各学校の夏休み前となる7月中旬までに積極的に依頼します。</p> <p>②地域型年金委員と連携した周知活動 ⇒6月～7月に地域型年金委員と連携し、関係機関や地域団体、事業所内にてエッセイ募集の「周知用ポスター等の掲示及びリーフレットの設置・配布」に協力いただく依頼を実施します。</p>

5. 令和元年度事業計画（案）（6/6）

（2）各事業の主なスケジュール

事業名	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域連携事業	年金制度説明会の実施	年金制度説明会実施（通年）											
地域相談事業	出張年金相談の開催	出張年金相談の開催（市町村、大学、ハローワーク等）（通年）											
年金セミナー事業	大学、短大、専門学校等における年金セミナーの実施	アプローチ						アプローチ					
	年金セミナー人材育成のための研修実施									下期に2回実施（予定）			
年金委員活動支援事業	年金委員への情報提供	年金委員への資料の配布及び連絡会、研修会の実施（通年）											
	年金委員の新規委嘱拡大	退職者に後任者推薦を依頼（通年）											
		新適事業所への周知											
地域年金事業運営調整会議	令和元年度実施	準備	実施	意見を踏まえて事業を実施									
その他	ねんきんネット等の周知活動	年金制度説明会実施時に周知（通年）											
	わたしと年金エッセイ事業	周知活動				応募受付		審査	表彰式	感謝状			